

1 社会福祉法は新たなステージを迎えているのではないか

1951～ 社会福祉事業法の時代 政府を補完する社会福祉法人

GHQによる公私分離の要請(憲法89条)
公的な資金なしでは立ちゆかない事業状況



社会福祉法人および措置制度成立

2000～ 能動的にサービスを担う事業者と利用者としての住民

家族の変化と福祉ニーズの多様化
社会福祉基礎構造改革



措置から契約へ

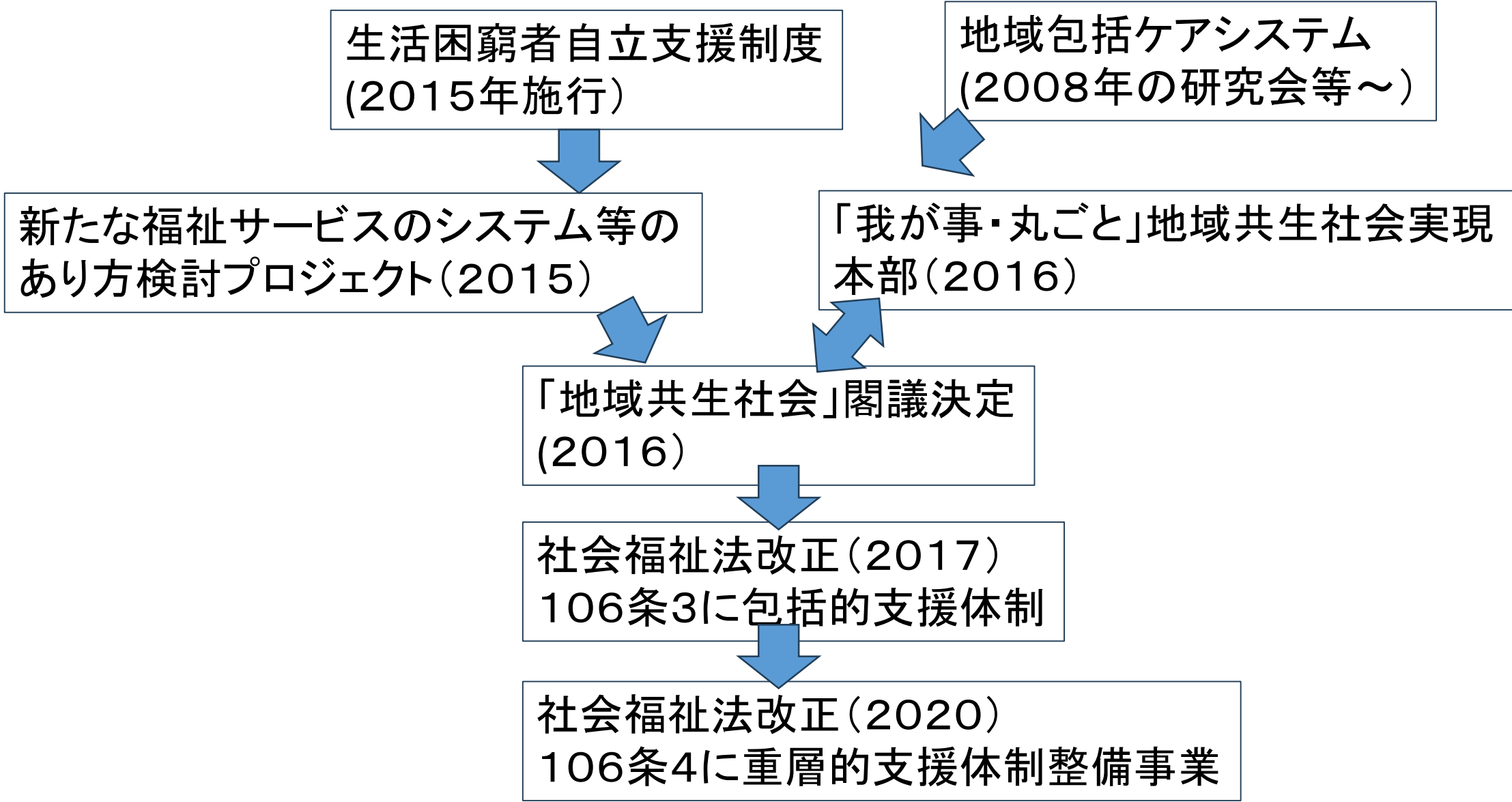
2017～ 共にサービスを連携させ創造する住民・自治体・事業者

雇用と地域の抜本変化 少子高齢化
地域共生社会と包括的支援体制のビジョン

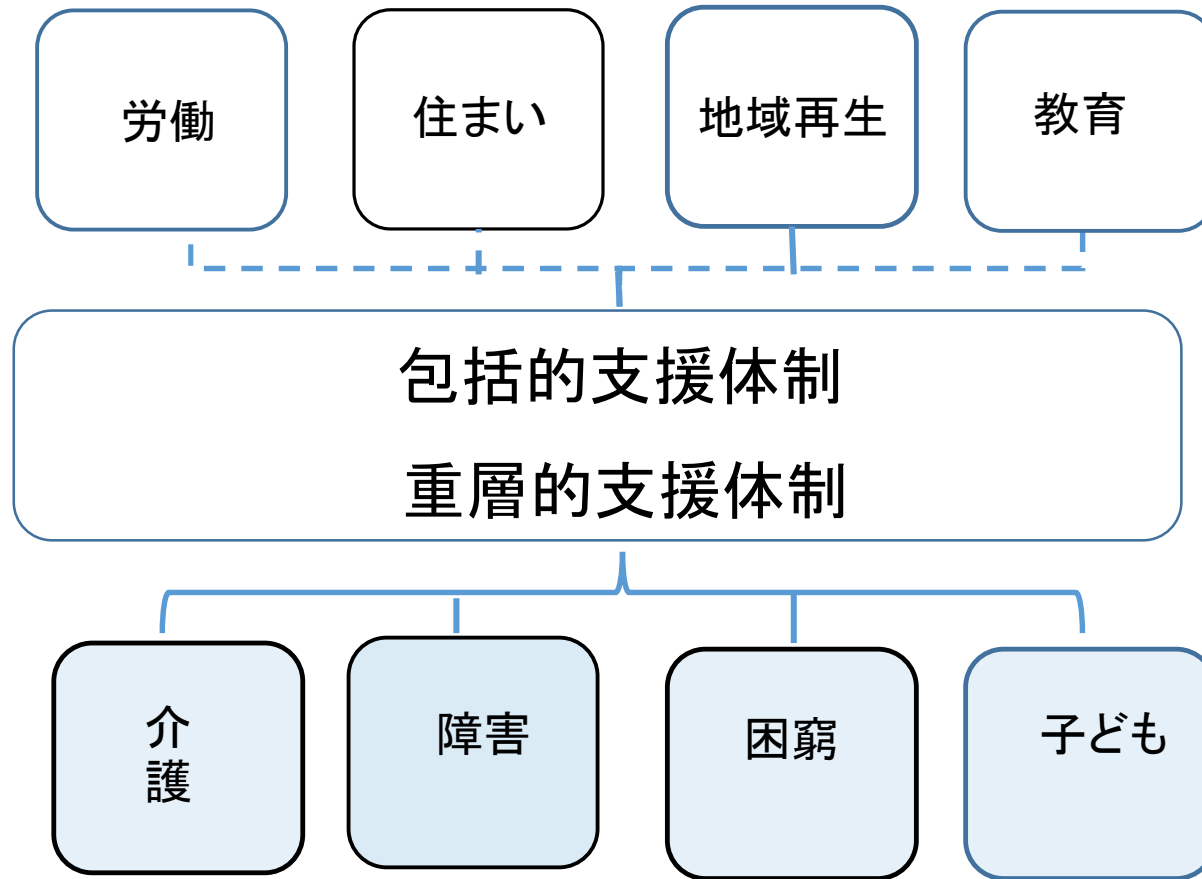


契約そして共創へ？

2 生活困窮者自立支援制度・地域共生社会・包括的支援体制・重層的支援体制整備事業の流れを振り返ると



3 包括的支援体制と重層的支援体制整備事業



包括的支援体制

他省庁関連の制度も含む
社会福祉法4条と6条では労働、教育、
住まい、地域再生に言及 生活困窮
者自立支援法2条2でも

重層的支援体制

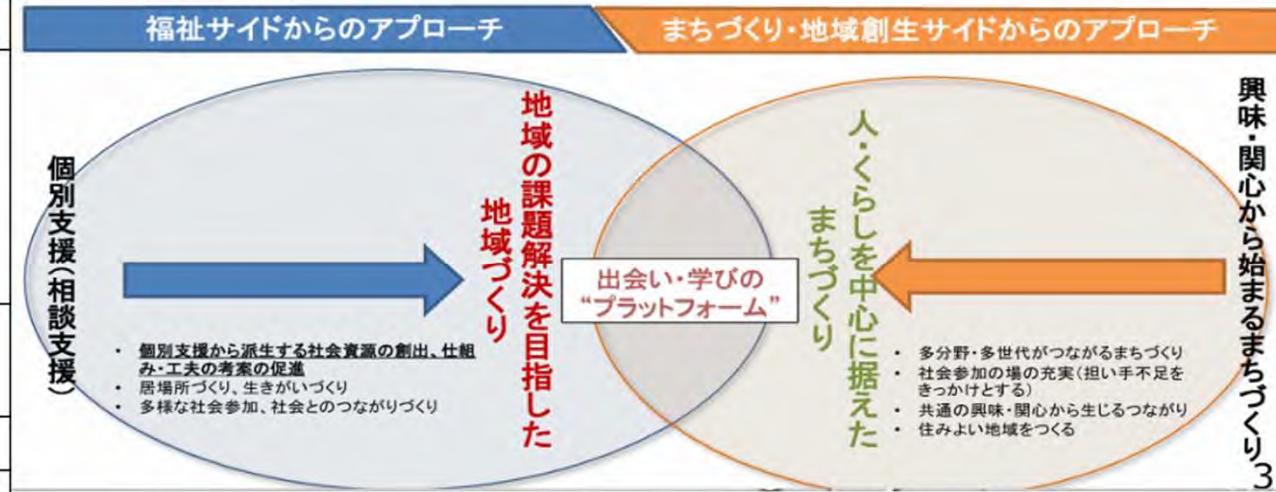
厚労省の諸部局やそこで所管
されている制度

当面はこの4分野 さらに、権利
擁護、医療、雇用等

すべての分野を包括ということではない 時々の課題に応じて、必要な分野が(つながりたい分野が)つながることができることが大事

4 重層事業はどこでまちづくりと出会うか？

	機能	既存制度の対象事業等
第1号	相談支援	介護 地域包括支援センター運営 障害 障害者相談支援事業 子ども 利用者支援事業 困窮 自立相談支援事業
第2号	参加支援	新事業
第3号	地域づくり支援	介護 一般介護予防事業(通いの場) 介護 生活支援体制整備事業 障害 地域活動支援センター事業 子ども 地域子育て支援拠点事業 (自治体の独自事業も)
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新事業
第5号	多機関協働	新事業
第6号	支援プラン作成	新事業(第5号と一体)



2020年社会福祉法改正で盛り込まれた
重層的支援体制整備事業概要

地域共生社会推進検討会 第4回 2019年7月

「まちづくりからのアプローチ」へ連結する仕掛けはあるか？

「重層事業をつくることが目的化すると失敗する。包括的な支援体制をどうつくるかをまず考える必要があり、その中で財源の問題が出てきた時に重層事業を検討すれば、使い勝手はよいと思う」(愛媛県宇和島市からのヒアリング)(「社会福祉法106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究報告書」)

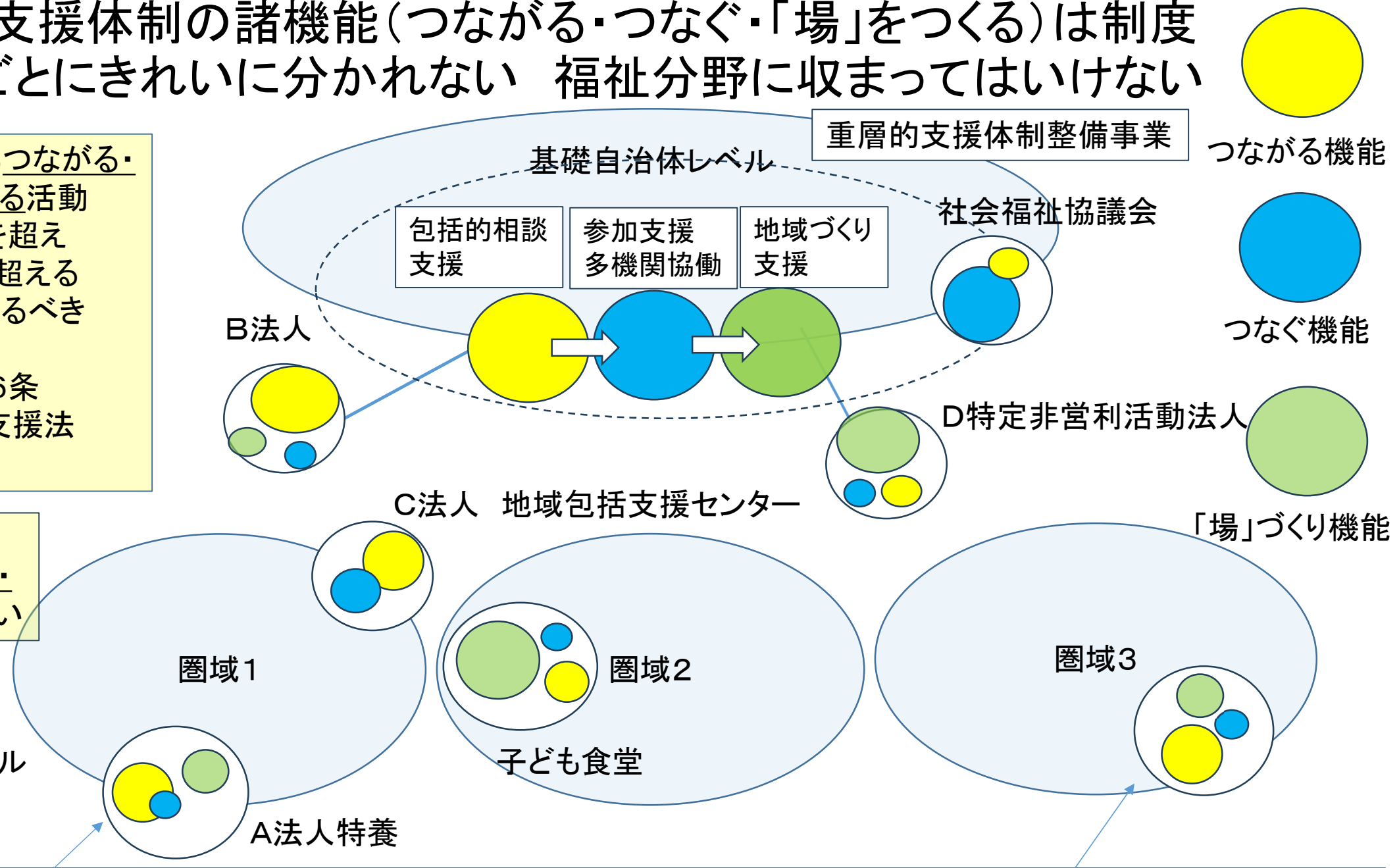
5 包括的支援体制の諸機能(つながる・つなぐ・「場」をつくる)は制度や事業者ごとにきれいに分かれなない 福祉分野に収まってはいけない

各事業者におけるつながる・つなぐ・「場」をつくる活動は重層事業の枠を超えさらに福祉の枠を超えるものであり、そうあるべき

社会福祉法4条・6条
生活困窮者自立支援法2条2

各事業に関わる専門職のつながり・つなぐ機能は大きい

小・中学校区レベル



多くの事業所には相談の機会や「場」の役割、「場」につなぐ機能があるが事業として制度化され区分されているわけではない

6 国と自治体、事業者、専門職、住民との新しいコミュニケーションのあり方を

- 「中間とりまとめ」で、既存制度活用アプローチと機能集約化アプローチというざっくりとした類型が提示された理由
- Q and AとPDCAサイクルそして事業評価等のプロセスは大事だが、厳密にすすめようとすればするほど当該分野に閉じてしまうという逆説も
- 「共創」の時代であるからこそ、共に創っているものを再確認しつつ「ご当地モデル」を育てるべき